

労働者数50人未満の小規模事業場の皆さまへ

# 地域産業保健センターのご案内

労働者数50人未満の小規模事業場では、法令上産業医の選任義務がありません。

そのため事業者が独自に産業医を確保し、

労働者に対する産業保健サービスを提供することが困難な状況にあります。

地域産業保健センターは、労働者数50人未満の事業場の事業者とそこで働く労働者を対象に、

産業保健支援サービスを充実させることを目的として、開設されています。

相談内容や指導内容については秘密を厳守いたします。

ぜひご利用、お役立てください。

## ～職場における産業保健活動を無料で支援します～

### 1. 健康診断の結果について医師からの意見聴取

労働安全衛生法に定められている健康診断で、異常所見があった労働者に関して、就業上必要な措置について医師の意見聴取を行う必要があります。

地域産業保健センターでは産業医が意見聴取に応じています。

### 2. 長時間労働者や高ストレス者に対する面接指導

時間外・休日労働時間が長時間に及び、かつ疲労の蓄積が認められる労働者、またストレスチェックの結果、高ストレスであり、面接指導が必要であると判定された労働者等を対象として医師による面接指導を行います。

### 3. 労働者の「こころ」と「からだ」の健康管理にかかわる相談

健康診断の結果、異常所見があった労働者に対し、医師又は保健師が日常生活面での指導や健康管理に関する情報の提供などを行います。

また、メンタルヘルス不調を感じている労働者やその労働者を使用する事業者に対して、医師又は保健師による相談・指導を行います。

そのほか労働者・事業者からの相談に幅広く応じます。

### 4. 専門スタッフによる個別訪問指導

医師又は保健師が事業場を訪問し、健康管理などについて助言、指導を行います。また、作業環境等については労働衛生工学専門員が助言を行います。

※ 1. 2の実施は労働安全衛生法により事業者には義務づけられています。

地域産業保健センターは、独立行政法人労働者健康安全機構 鳥取産業保健総合支援センターが運営しています。

鳥取産業保健総合支援センター

☎ 0857-25-3431

〒680-0846 鳥取県鳥取市扇町115-1

✉ info@tottoris.johas.go.jp

鳥取駅前第一生命ビルディング6階

HP <https://www.tottoris.johas.go.jp>

# 地域産業保健センターのご利用にあたって

各サービスの申込を希望される方は、貴事業場を管轄する  
下記の地域産業保健センターへ、事前に電話連絡をお願いします。



## ★ 東部地域産業保健センター

(管轄：鳥取市・八頭郡・岩美郡)

〒680-0845

鳥取市富安1丁目75 (鳥取県東部医師会館内)

TEL：0857-29-2255

FAX：0857-22-2754

9：00～15：00 月～金



## ★ 中部地域産業保健センター

(管轄：倉吉市・東伯郡)

〒682-0871

倉吉市旭田町18 (鳥取県中部医師会館内)

TEL：0858-23-2651

FAX：0858-23-2651

9：00～15：00 月、火、木



## ★ 西部地域産業保健センター

(管轄：米子市・境港市・西伯郡・日野郡)

〒683-0824

米子市久米町136 (鳥取県西部医師会館内)

TEL：0859-22-3570

FAX：0859-34-6252

9：00～15：00 月～木



## 《申込み・お問い合わせ》

お申込みは、健康相談面接指導利用申込書（用紙は各センターにあります）  
もしくは、鳥取産業保健総合支援センターHPの「地域産業保健センター」内の利用申込書  
をご利用ください。